

成年後見制度利用助成金のご案内

【後見等報酬の助成】

この制度は、所得や資産が少ないために、後見人等の報酬を負担することが困難な場合に、成年後見人等の報酬を助成するものです。**なお、後見人等が親族の場合は助成の対象とはなりません。**

【報酬助成の内容】

家庭裁判所が報酬付与の審判において決定した成年後見人等報酬額

※助成の対象期間は、当該審判の報酬対象期間の終期の日から起算して2年間

※被後見人の死亡後における成年後見人等報酬助成額は、被後見人等が死亡時において有していた現金及び預貯金の額を減じた額を限度とする。

【報酬助成の対象者及び要件】

申請時にア、イの要件をすべて満たしている被後見人等本人
(被後見人等が亡くなった場合は、当該被後見人等の後見人等)

- ア 葛飾区内に住所を有しているまたは葛飾区外であっても葛飾区長による措置等を受けている
- イ 次のいずれかに該当すること
 - ①生活保護受給者
 - ②中国残留邦人法等による支援を受けている者
 - ③次の全てを満たす場合
 - ・申請日の属する年度の特別区民税又は市町村民税が非課税の世帯に属すること
 - ・世帯の預貯金等の合計額が、家庭裁判所への直近の定期報告時において100万円以下であること
 - ・世帯員が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと

【報酬助成申請期間】

報酬付与の審判のあった日から90日以内

【報酬助成申請に必要な書類】

- ① 成年後見制度利用助成金申請書兼請求書
- ② 登記事項証明書の写し(初回のみ)
- ③ 報酬付与審判書謄本の写し
- ④ 家庭裁判所に提出した直近の財産目録の写し
※財産目録に記載される預貯金等の合計が50万円を超える場合は、資金収支状況報告書及び預貯金通帳の写し
- ⑤ 要件を満たすことを証する書類(直近の非課税証明書・生活保護受給証明書等)
- ⑥ その他(葛飾区社会福祉協議会会長が必要と認めた書類)

※申請は、助成対象者又は代理権を有する後見人等が行ってください。

【問い合わせ先】

社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会 葛飾区成年後見センター
電話 03-5672-2833
住所 葛飾区堀切 3-34-1 地域福祉・障害者センター3階